

一般競争入札の実施（公告）

物品の調達について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年7月14日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1. 競争入札に付する事項

(1) 調達する物品及び数量

一般事務用パソコン及びモバイルパソコン調達

(2) 調達件名の特質等および納入場所

入札説明書で定めるとおり

(3) 納入期限

令和7年10月10日まで

(4) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 入札参加資格

(1) 施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として長崎県交通局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格を得ていること。
又は、一般事務用パソコン及びモバイルパソコン調達に関する令和7年7月14日付けの一般競争入札の参加者の資格等に示した入札の参加資格を有すると認められた者であること。

(4) この公告の日から9の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から9の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

3. 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等

（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1

（名称）長崎県交通局 管理部総務課（総務班）

（電話）095-822-5141

4. 入札参加条件

(1) 2の参加資格を有する者であること。

(2) 当該商品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

5. 契約条項を示す場所

3の部局とする。

6. 入札説明書の交付方法

（期間）この公告の日から令和7年7月29日（県の休日を除く。）までの間

（場所）3の部局とする。

また、長崎県交通局ホームページ（<https://www.keneibus.jp/>）からダウンロードすることにより入手することもできる。

7. 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

（提出場所）3の部局等とする。

（提出期日）令和7年7月29日 17時00分

8. 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9. 入札の場所及び期日等

（場所）長崎県交通局本局3階第2研修室

(期日) 令和7年8月7日 午前11時00分

開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するものを提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局若しくは国、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人と当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するものを提出する場合

11. 入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12. 入札の無効

次の入札は、無効とする。なお、(1)から(9)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
- (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
- (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13. 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程(昭和47年交通局企業管理規程第10号)第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合、又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (5) 入札回数は3回までとします。

14. その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。